

# 令和3年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和3年11月30日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター講堂に招集した。

1. 令和3年11月30日（火）午後2時57分 開会

1. 令和3年11月30日（火）午後3時46分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

|          |          |           |          |
|----------|----------|-----------|----------|
| 1番 佐藤育男  | 2番 鎌田 正  | 3番 黒沢龍己   | 4番 森元淑雄  |
| 5番 高橋徳久  | 6番 橋村 誠  | 7番 熊谷一夫   | 8番 熊谷隆一  |
| 9番 渡邊秀俊  | 10番 小松栄治 | 11番 阿部則比古 | 12番 伊藤福章 |
| 13番 秩父博樹 | 14番 後藤 健 | 15番 八柳良太郎 | 16番 鈴木良勝 |
| 計 16名    |          |           |          |

1. 欠席した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 老松博行 副管理者 田口知明 副管理者 松田知己  
副管理者兼事務局長 小松英昭 監査委員 藤村好正 消防長 佐藤広樹  
消防次長 渋谷徹 消防本部総務課長 山本啓彦 主席参事兼介護保険事務所長 山口誠  
事務局次長兼管理課長 久米正 環境事業課長 瀬川敬 介護保険事務所主幹 上田泰彦  
管理課主幹 藤田貴 管理課副主幹 奈良ルミ子 管理課副主幹 九島芳謙  
管理課主席主査 鈴木貴将

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 鈴木貴将

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1) 議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第19号 特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 議案第20号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(4) 議案第21号 令和2年度決算の認定について

(5) 議案第22号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

(6) 議案第23号 大曲仙北広域市町村圏組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

副議長 (黒沢龍己君)  
副議長の黒沢でございます。  
現在議長が欠けておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を執らせていただきます。  
これより令和3年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会します。  
管理者から「招集のあいさつ」をお願いします。

管理者 (老松博行君)  
はい、副議長。

副議長 (黒沢龍己君)  
管理者。

管理者 (老松博行君)  
招集挨拶の前に一言申し上げたいと存じます。  
はじめに、当組合議会議員の変更についてご報告いたします。  
去る10月1日の美郷町議会臨時会において、同町議会議長に森元淑雄氏が当選されたほか、同町議会から選出される当組合議会議員の改選に伴い、森元淑雄氏、鈴木良勝氏、熊谷隆一氏、伊藤福章氏の4氏が選任されており、同じく、10月7日の大曲市議会臨時会において、同市議会議長に後藤健氏が当選され、後藤健氏、秩父博樹氏、高橋徳久氏、小松栄治氏、佐藤育男氏、鎌田正氏、渡邊秀俊氏、橋村誠氏の8氏が当組合議会議員に選任されております。  
新任・再任を含め、今般新たに当組合議会議員に就任された皆様には、大曲仙北圏域の発展のためご尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。  
また、10月10日に執行された仙北市長選挙におきまして、田口知明氏が初当選を果たされましたことに、心からお祝いを申し上げたいと存じます。  
ご案内のとおり、田口市長には、構成市町の長の互選により当組合の副管理者に就任していただいております、これまで民間企業の経営者として培ってこられた経験を生かし、仙北市、さらには大曲仙北圏域のためにその手腕を存分に発揮していただきますようお願い申し上げます。  
次に、消防職員のセクハラ事案について申し上げます。  
本事案の概要や管理監督責任を含む処分の内容につきましては、すでにご報告させていただいたとおりであります、ご心配・ご迷惑をおかけした議員各位に、改めてお詫びを申し上げます。  
今回のような事案を再び惹起することのないよう、業務全体に一層の緊張感を持って臨むよう指示したところであり、今後、職員教育のさらなる充実やより良い組織文化・組織風土の醸成に努めてまいります。  
次に、去る8月4日に挙行了した組合設立50周年記念式典におきましては、議員各位のご臨席を賜り、誠にありがとうございました。改めまして、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止のため、案内者がある程度絞り込む必要があったことから、出席者は、来賓、当組合議会議員、構成市町職員など約70名、当組合幹部職員を合わせても約100名と比較的小規模な式典となりましたが、組合

行政にご尽力いただいた方々の表彰のほか、今般制定した組合章の披露や消防職員による記念発表などを予定どおり執り行うことができ、主催者といたしましては、半世紀にわたる当組合の歩みを確認するとともに、将来に向けた思いを共有することができ、大変意義深い式典になったと思っております。

議員各位におかれましては、新たなスタートを切った当組合のさらなる発展のため、なお一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、招集の挨拶を述べさせていただきます。

本日、令和3年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただき、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案3件、決算認定1件、監査委員の選任に係る人事案1件のほか、議会会議規則の改正案1件の合計6件であります。上程議案の内容は、人事院勧告に伴う期末手当支給割合の改定に係る条例案、令和2年度決算の認定などとなっておりますが、この後、提案理由を事務局に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご承認・ご認定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況についてご報告させていただきます。

始めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

新規感染者数及び重症者数の減少により、国内では緊急事態宣言とまん延防止等重点措置が全て10月1日に解除され、県内においても10月27日から感染警戒レベルが2に引き下げられております。また、その後も新規感染者数が今年最も少ないレベルで推移しておりますが、これは、ワクチン接種が進んだほか、住民一人一人がマスク着用や手指消毒など基本的予防策を心がけたことによるものと考えております。

組合といたしましては、消防庁舎及びごみ処理施設の見学受入れや消防危険物施設の立入検査などを、感染防止策を講じながら再開したほか、職員に協力を求めている飲食や県境を跨ぐ往来の制限などについても徐々に緩和しているところであり、今後も感染状況を注視しながら臨機応変に対応してまいります。

次に、各部署ごとの状況についてご報告申し上げます。

始めに、管理課関係についてであります。

事務部局の職員採用試験のうち、管理課又は介護保険事務所に勤務する上級職につきましましては、去る8月8日に1次試験、9月21日に2次試験を実施し、最終合格者1名と補欠合格者3名を10月1日に発表しております。また、環境事業課に勤務する初級職につきましましては、10月24日に1次試験を実施しており、2次試験については12月13日に実施の予定であります。

次に、斎場関係について申し上げます。

新南部斎場建設事業の進捗状況につきましましては、建設用地測量業務、支障物件移転補償調査業務及び現施設のアスベスト調査業務がすでに完了しているほか、道路付替工事設計業務についても予定どおり年内に完了する見込みであります。

設計業者については、当組合の職員と構成市町の職員で組織するプロポーザル審査委員会において、東北管内で複数の斎場を設計した実績がある大手設計事務所と大曲仙北管内の設計事務所による4JVから示された提案を評価し、優先交渉者として「山下設計・館設計共同企業体」を選定したところであり、同企業体とすでに委託契約を締結し、年度末を期限として、建築基本設計、仮設待合棟設計、既存施設解体設計などの業務が進められております。

なお、火葬炉メーカーについては、今般委託した設計業者の知見を活用しながら、来年1月末を目処に、プロポーザル方式により選定することとしております。

また、アスベスト調査の結果、外壁や建物内の一部から基準値を超えるアスベストが検出され、現施設の解体前に除去作業を行う必要が生じたので、係る経費を来年度当初予算に計上させていただき予定であります。

次に、環境事業課関係について申し上げます。

はじめに、新中央し尿処理センター建設事業につきましては、設計・建設及び運営を一括で発注する「DBO方式」を進めることとしており、現在、事業者選定委員会の設置及び開催に向けた準備を進めているところであります。同委員会の構成につきましては、当組合の職員及び利用対象となる大仙市と美郷町の職員のほか、大学教授などの学識経験者2名を加えることとしており、公平かつ適正に事業者を選定してまいります。

また、選定方法につきましては、提案内容と入札価格を総合的に評価する環境省推奨の「総合評価一般競争入札方式」を採用することとしており、来年10月頃に事業者を選定する予定であります。

次に、北部廃棄物処理施設の長期包括運営委託につきましては、施設機能維持のリスク分担や運営経費の圧縮などの観点から、令和5年4月の導入を目指しており、今後、当組合の職員と利用対象である仙北市の職員で構成する事業者選定委員会を立ち上げた後、選定支援業務を委託しているコンサルタント会社から示されるデータを分析・評価することなどにより、来年10月頃には事業者を選定し、スムーズな委託開始につなげてまいります。

次に、廃棄物処理の最適化につきましては、昨年度立ち上げた廃棄物処理最適化推進委員会において、当組合と構成市町の職員が協議を重ねております。

重要課題と位置付けている「最終処分場の相互融通」につきましては、管理する4処分場の課題抽出を行っており、今後は、融通する処分場を選定し、量や時期など具体的な内容についても取りまとめてまいります。

また、「ごみの減量化対策」につきましては、ごみ減量・分別の啓発や自主的なごみ減量・資源化への取組支援に係る検討などを行っているほか、「中央ごみ処理センターの渋滞対策」につきましては、本年4月から実施している受付時の本人確認や車両待機場所の設置により、周辺道路の交通渋滞が軽減されたとの評価を地元町内会からいただいております。今後は、少量ごみ自己搬入の抑制策についても検討してまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

はじめに、本年度の主要事業の進捗状況であります。建築後30年が経過す

る角館消防署の大規模改修事業につきましては、車庫前融雪設備の敷設や訓練棟の外壁交換などが終了しており、今後は、庁舎内の改修などを行い、来年3月に完了する予定となっております。

また、構築から8年が経過した消防救急デジタル無線システムの大規模改修につきましては、年末までに作業が完了する見込みであり、これにより、更新予定となっている令和11年度までの安定稼働が担保されることとなります。

購入車両につきましては、協和分署の災害対応特殊救急自動車が来年1月中、大曲消防署の災害対応特殊化学車が来年3月中に納車される予定となっているほか、各種災害対応時の確実な情報伝達のため配備することとなった署活動用無線機90台につきましては、11月から本格運用を開始しております。

次に、消防職員の採用試験につきましては、去る9月19日に1次試験、10月20日と21日に2次試験を実施し、最終合格者8名と補欠合格者3名を11月19日に発表しております。内訳は、最終合格者が上級消防2名、初級消防5名、初級救命1名、補欠合格者が初級消防3名となっております。次に、11月23日現在の火災等の発生状況につきましては、火災件数が57件で去年同期より20件の増、救急件数は5,039件で431件の増、救助件数は78件で4件の増となっております。

なお、救助事案のうち、山岳救助事案が大仙市5件、仙北市5件、美郷町1件の計11件で10件の増となっており、11名は無事に保護できたものの、残念ながら1名の方が亡くなられております。救助件数の増は、真昼岳や薬師岳方面の登山客の増によるものと分析しており、この傾向は今後も続くものと予想されますので、装備の充実や隊員の技術向上を図るとともに、迅速な対応を心がけてまいります。

次に、介護保険関係について申し上げます。

本年8月データによる第1号被保険者数は48,144人、要介護認定者数は10,052人、サービス利用者数は8,519人、給付総額は約14億5,800万円となっており、前年同月との比較では、第1号被保険者数は146人の減、認定者数は18人の増、サービス利用者数は38人の減で、給付額については約935万円、率にして約0.64%の減となっております。サービス別で比較的変動が大きかったものとしたしましては、特定入所者介護サービス費が約1,000万円、率にして約12%の減となっており、本年8月に施設入所者の食費と居住費の負担限度額が一部引き上げられたことによるものであります。

次に、昨年度に引き続いて実施している新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納付義務者に対する介護保険料の減免措置の実績につきましては、11月1日時点で14人、92万6,700円であり、去年同期との比較では5人、約21万円の増となっております。

次に、地域密着型サービス開設事業者の公募につきましては、令和3年度から5年度にかけて「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」を開設する事業者の公募を構成市町の11月1日号広報で実施いたし

ましたが、今回は開設を希望する事業者がおりませんでしたので、来年度改めて公募することといたします。

最後に、令和4年度当初予算の編成状況について申し上げます。

構成市町においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のほか、影響を受けた地域経済の立て直しや住民生活を下支えするための各種施策、さらにはデジタル化への取組などを軸に据えながら、令和4年度当初予算の編成に当たっていると伺っております。

当組合では、例年、主な事業の内容や負担金の増減見込みなどについて構成市町に説明する会議を設けており、本年度は去る10月26日に開催したところであります。

現在、経常経費の積み上げのほか、主要事業についても再精査を加えながら編成作業を進めているところであり、必要性、緊急性、効果などを熟慮しながら実効性のある予算に仕上げ、来年2月定例会にお諮りいたしますので、ご審議方よろしく願いいたします。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

副議長 (黒沢龍己君)

続いて、田口副管理者からの発言の申出がありますので、これを許可します。

田口副管理者。

副管理者 (田口知明君)

ただいまご紹介いただきました、仙北市長の田口知明でございます。先ほど管理者の方からもご紹介いただきましたが、10月30日に仙北市長として新たに就任させていただきました。本当に分からないことがたくさんありますが、一つ一つ学ばせていただいて、自分の責任を果たしてまいりたいと思いますので、どうかこれからよろしく願いいたします。

副議長 (黒沢龍己君)

これより本日の会議を開きます。

出席議員は、定数に達しております。

本日の議事は「日程第1号」をもって進めます。

日程第1「議席の指定」を行います。

このたび、大仙市議会選出の5名並びに美郷町議会選出の2名が新たに本組合議会の議員に選出されましたので、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、議席の指定を行うものであります。

議席は、お手元に配布しております議席指定一覧表のとおり指定いたします。

日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により「指名推選」によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(意義なしの声)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は「指名推選」によることに決定し

ました。

お諮りします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって指名方法については、副議長において指名することに決定しました。

議長に大仙市議会議長の後藤健君を指名いたします。

お諮りします。ただいま副議長において指名いたしました後藤健君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって後藤健君が議長に選任されました。

後藤健君が議場におりますので、本席から議会規則第30条第2項の規定により告知いたします。

本人から当選のあいさつをお願いします。

議長 (後藤健君)

ただいま当広域組合の議長に選任されました、大仙市議会の後藤でございます。当広域組合は、皆さんご案内のとおり、住民に欠かすことのできないサービスを提供しているわけでございますけれども、広域組合の性格上、事務事業をしっかり精査していくことがより良いサービスの向上に繋がると思っております。慎重な審査、公平な議事運営を心掛けてまいりますので、議員の皆様並びに当局の皆様の特段のご協力をお願いしまして、就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

副議長 (黒沢龍己君)

これを持ちまして、私の議長の職務が終了いたしました。

皆様のご協力ありがとうございました。

それでは、後藤議長、議長席にお着き願います。

議長 (後藤健君)

これより議事を執らせていただきます。よろしくご協力をお願いいたします。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、16番鈴木良勝君、1番佐藤育男君、2番鎌田正君を指名いたします。

日程第4「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

日程第5「議長報告」をいたします。

「令和3年度例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第6「一般質問」につきましては、通告がありませんでしたので、終結い

たします。

日程第7「議案第18号」、日程第8「議案第19号」、日程第9「議案第20号」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米次長。

次 長 (久米正君)

はい、議長。

議 長 (後藤健君)

はい、次長。

次 長 (久米正君)

議案第18号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第19号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第20号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の3件を一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第18号をご説明いたします。

議案説明資料の2ページをご覧ください。

本案は、令和3年度人事院勧告に基づき、一般職の期末手当の支給割合の改定を行うものであります。

民間のボーナスの支給状況等を踏まえ、期末手当の年間支給月数を「2.55カ月」から「0.15カ月」引き下げて「2.4カ月」とするものであり、本年度は12月支給分を引き下げるにより対応するものであります。

また、令和4年度は、年間の支給月数に変更はないものの、期末手当の6月と12月の支給割合を均等にする変更を行うものであります。

本改正は、公布の日から施行するものでありますが、令和4年6月以降の期末手当の支給割合の変更につきましては、令和4年4月1日から施行するものであります。

なお、例年、給与改定に係る条例案につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員給与改定法案の成立後に上程しておりましたが、本年は、未だ国の法案が成立していない状況にあります。県人事委員会の勧告に基づく給与改定を行っている秋田県や県内市町村が速やかに引き下げを行っている現状や公務員の給与に対する住民感情を考慮し、本年は国の法案成立を待たず、あくまでも人事院勧告を基に改定させていただくものであります。

次に、議案第19号をご説明申し上げます。

議案説明資料の3ページをご覧ください。

本案は、専任副管理者の期末手当の支給割合を改定するものであります。

当組合の専任副管理者の給与は、大仙市の常勤監査委員に合わせることでありますが、大仙市が期末手当の年間支給月数を3.35カ月から0.1カ月引き下げて3.25カ月としたため、当組合も引き下げを行うものであります。

また、令和4年度改定につきましては、一般職と同様、年間の支給月数に変更はないものの、6月と12月の支給割合を均等にする変更を行うものであります。

本改正につきましても、公布の日から施行するものでありますが、令和4年6月以降の期末手当の支給割合の変更に係る施行日は、令和4年4月1日とするものであります。

次に、議案第20号をご説明いたします。

議案説明資料の4ページをご覧ください。

本案は、一般職に準じ、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するものであります。

会計年度任用職員の給与については、人事院勧告に基づき決定される一般職の給与を基礎とすることにより、間接的に民間給与との均衡が図られるものとされております。

今般の一般職の改定に合わせ、期末手当の年間支給月数を、一般職と同様、「2.55カ月」から「0.15カ月」引き下げて「2.4カ月」とするものであり、本年度は12月支給分を引き下げることで対応するものであります。

また、令和4年度の改定及び施行日につきましても、一般職と同様の取扱いとするものであります。

以上、議案第18号から議案第20号までを一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (後藤健君)

説明が終了しましたので、これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより議案第18号から議案第20号までの3件を一括して採決いたします。本3件は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本3件は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第21号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松副管理者。

副管理者 (小松英昭君)

はい、議長。

議長 (後藤健君)

はい、副管理者。

副管理者 (小松英昭君)

議案第21号令和2年度決算の認定についてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、本組合の一般会計と介護保険特別会計に係る令和2年度歳入歳出決算について、議会の認定に付するものでございます。決算の内容につきましては、お手元にお配りしている「両会計

歳入歳出決算書並びに附属書」に記載されているとおりであります。去る9月6日、当組合監査委員による審査をいただいております。その審査結果につきましては、別冊審査意見書にまとめられておりますので、後程、別途ご確認いただければと存じます。

それでは説明に入らせていただきます。

説明は、お手元の議案説明資料を用いて行いますので、恐れ入りますが、議案説明資料の6ページの歳入歳出決算総括表をお開き願います。

はじめに、上段の一般会計についてでございます。歳入は、予算現額5億8,733万5千円に対し、収入済額が5億9,830万4,099円であり、予算現額との比較で1,096万5,409円の増となっております。

一方、歳出であります。支出済額が5億5,367万4,059円で、執行率は99.4%、不用額が3,366万4,595円でございます。歳入歳出差引額が4,463万4円となっております。

内訳は、この資料に記載はございませんけれども、人件費が41.3%、それから、需用費や役務費、使用料賃借料など消費的性質のある経費をまとめた物件費であります。これが33.6%、普通建設事業費が9.1%などとなっております。

次に、主な事業の実施状況について、100万円以上の事業をピックアップしてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。

上段から、衛生費の斎場費は、火葬炉設備等補修工事が3斎場の合計で3,223万円、新中央し尿処理センター建設事業費は、国の補助事業で実施した基本計画等策定業務、地質調査業務、生活環境影響調査業務、合わせまして約3,352万6千円、消防費の施設整備費は、協和分署の増改築事業が約1,215万6千円、自動体外式除細動器購入が約1,477万8千円、消防車両の更新につきましては、田沢湖分署配備のはしご付消防ポンプ自動車2億4,310万円、大曲消防署水槽付き消防ポンプ自動車6,809万円、中仙分署消防ポンプ自動車3,894万円、補助事業で更新いたしました大曲消防署高規格救急自動車が約3,358万8千円となっております。

次に、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

資料は戻りまして、6ページ。総括表の中段となります。

歳入は、予算現額1億8,941万7,560円に対し、収入済額が1億8,941万8,655円311円であり、予算現額との比較で689万9,311円の増となっております。これは、第1号被保険者保険料の収納率が見込みを上回ったことなどによるものがございます。また、不納欠損額が1,626万3,277円、収入未済額が4,245万8,954円となっております。前年度と比較いたしますと、不納欠損額は約392万7千円、収入未済額につきましても約445万5千円のいずれも減となっております。

一方、歳出であります。支出済額が1億8,671万4,620円1円で、執行率は98.6%、不用額は2億7,460万9,799円であり、歳入歳出差引額は2億8,150万9,110円となっております。

内訳は、この資料に記載はございませんけれども、保険給付費が全体の約93.4%を占めるほか、介護保険事務所職員の人件費や介護認定に要する経費、介護予防等を実施する地域支援事業費、介護給付費や地域支援事業費に係る国・県支出金及び支払基金交付金の令和元年度分精算償還金などが主なものとなっております。

また、事業ベースでは次の7ページ下段に記載のとおり、第8期介護保険事業計画の策定業務が総額436万7千円、介護保険法や税制の改正等に伴う介護保険システムの改修を、国の補助事業として総額1,305万7千円で実施しております。

なお、総括表のところでご説明で申し上げましたが、歳入歳出差引額の2億8,150万9,110円の中には、保険給付費と地域支援事業費の確定に伴う国、県及び支払基金への返還金約2億500万円や、第1号被保険者保険料約3,000万円など、使途が既に決まっている経費が含まれておりまして、それらを除く実質的な繰越額は約4,400万円となっております。

両会計を合算した総額につきましては、6ページの表の一番下の段に記載のとおりとなりますが、収入済額が241億4,695万5,720円、支出済額が238億2,081万6,606円で、収入済額に対する支出済額の割合は98.6%、歳入歳出差引額は3億2,613万9,114円となり、同額が翌年度に繰越しとなるものでございます。

次に、8ページをご覧くださいと存じます。

上段の表の公債費の状況についてでございます。令和2年度中の元利償還金額の合計が1億8,123万3,841円で、決算年度末の未償還元金は合わせて3億3,632万7,050円となっております。

次に、下段の財政調整基金内訳をご覧ください。

前年度末現在高は合計で1億8,399万9,128円、決算年度中の取崩額が7,500万円、積立額が9,388万6千円であり、決算年度末の現在高は2億288万5,128円であります。なお、資料に記載はございませんけれども、令和3年度当初予算に6,500万円の取り崩し額を計上していることから、これを差し引いた今現在の残額は、約1億3,800万円となっております。

次の9ページから11ページまでは、不用額の内訳についての記載となります。

10ページ中段の一般会計の合計3,366万4,595円と11ページ下段の介護保険特別会計の合計2億7,460万9,799円を合わせた不用額の総合計は3億827万4,394円となり、これは歳出予算総額の約1.3%に相当する額となります。

主な内訳を申し上げますと、一般会計では衛生費が約2,500万円、消防費が約600万円、また、介護保険特別会計では保険給付費が約2億1,900万円、地域支援事業費が約4,500万円などとなっております。

不用額が生じた要因でありますけれども、一般会計では、衛生費において、ごみの搬入量減少に伴う施設の稼働時間短縮により電気料、また消防費におきましては、年次有給休暇や産休の取得等により休日勤務手当、更には、石油製品価格

の変動に伴い、燃料費にそれぞれ不用が生じたことなどによるものでございます。また、介護保険特別会計においては、保険給付実績や、地域支援事業の構成市町への委託事業実績が見込みに達しなかったことのほか、両会計において物件費等の節減を図ったことなどによるものと考えてございます。

以上、議案第21号、令和2年度決算の認定に係る議案の概要についてご説明申し上げましたが、現在基本設計を行っております「新南部斎場建設事業」については来年度から3カ年の建設工事を予定しているほか、「新中央し尿処理センター建設事業」につきましても、来年度以降、実施設計を経た上で令和6年度にかけて施工する計画であります。本年度も含め、今後、大規模施設の建設事業が続くこととなりますけれども、引き続き着実な事業の進捗を図るとともに効率的な事業運営に努めてまいります。

また、介護保険事業におきましては、圏域内高齢者の健康維持と福祉増進のため、地域の医療・保健・福祉の各分野並びに構成市町との緊密な連携のもと、施策の推進に努めてまいりますので、議員各位のさらなるご指導ご協力をお願いするとともに、本案につきましてはよろしくご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 (後藤健君)

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

よろしいですか。質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第21号」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり認定されました。

地方自治法第117条の規定により、森元淑雄君の退席を求めます。

日程第11「議案第22号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松管理者。

管理者 (老松博行君)

はい、議長。

議長 (後藤健君)

はい、管理者。

管理者 (老松博行君)

議案第22号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

当組合同規約第9条において「組合に監査委員2人を置く」となっておりますが、現在1人欠員となっております。

議員の中から選任される監査委員に、議案記載のとおり、森元淑雄氏を選任い

たたく、組合規約第9条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長

(後藤健君)

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第22号」を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。

森元淑雄君の入場を許可します。

ただいま監査委員に選任されました森元淑雄君から発言の申し出がありますので、これを許します。

監査委員

(森元淑雄君)

ただ今、監査委員に選出されました、美郷町の森元淑雄です。私は、元より、浅学菲才の身ではありますが、与えられた職務の重要性を深く認識し、全うするよう努力をしておりますので、何とぞ、4年間よろしくお願いを申し上げまして、大変簡単ではございますけれども、ご挨拶に代えさせていただきます。

議長

(後藤健君)

日程第12「議案第23号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。橋村誠君。

議員

(橋村誠君)

はい、議長。

議長

(後藤健君)

はい、橋村君。

議員

(橋村誠君)

議案第23号「大曲仙北広域市町村圏組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の規定に基づき制定している当組合議会会議規則について、会議時間等、一部実態に合っていない部分があるため、改正をするものであります。

改正の内容は、「午後4時まで」としていた会議時間を、「午後5時まで」に改めることや、これまで明記されていなかった「議員全員協議会」について明文化すること、また、今般一部改正された標準市議会会議規則に準じ、議会への欠席事由として、育児、介護、出産等を新たに加えるほか、所要の文言の整理を行うものであります。

以上、議案第23号をご説明申し上げましたが、何とぞ本提案の趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 (後藤健君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第23号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、令和3年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。